

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当金庫は、信用金庫法第36条第5項及び同法施行規則第23条に定める、理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、当金庫の業務の適正を確保するための体制（いわゆる「内部統制システム」）の整備として「内部管理基本方針」を理事会で決議しています。）

「内部管理基本方針」およびその運用状況の概要は、以下のとおりです。

①当金庫グループの役職員の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 「結城信用金庫行動綱領」及び「コンプライアンス規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令の解説、違法行為に対する対処方法等を示した「コンプライアンス・マニュアル」および実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定し、毎年度、継続してコンプライアンスの徹底を図っています。

イ. コンプライアンスの実効性を確保するため、コンプライアンス統括部署として「リスク統括部」を設置しています。その他、各業務部門及び営業店に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス体制を整備するとともに、コンプライアンス全般にわたる諸問題の協議等を確保するため、コンプライアンス担当者会議を設け、当年度に2回開催しました。

また、公益通報者保護の観点から、役職員の法令違反等の通報を直接コンプライアンス統括部門の担当者に行うことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置しております。

ウ. 内部監査部署を監査室とし、監査室は当年度、すべての本部各部及び営業店に対し業務全般に関する監査を実施し、法令等遵守態勢の有効性、適切性等の監査を行い、監査結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証しています。

②理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事会議事録およびその他の理事の業務執行に係る情報・文書保存・管理は、諸規程に基づき適正に行っています。また、理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当金庫は適切な統合的リスク管理を確保するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として定め、リスクカテゴリ毎に管理要領を策定しております。

イ. 当金庫全体のリスクを一元管理する「リスク統括部門」を設置し、リスクカテゴリ毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保しております。これらのリスク管理の状況については定期的に理事会、常勤理事会に報告しています。また、ALM委員会では収益管理と資産・負債の状況を所掌し、当年度に13回開催しております。

ウ. 各種災害・犯罪・システム障害等の正常な業務活動に支障を及ぼす事態の発生、またはその恐れのある場合はコンティンジェンシー・プラン発動に従うこととしております。これらの対応に備え、各事態を想定した訓練を定期的実施しております。

④理事の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当金庫は「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常勤理事会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規程」「常勤理事会規程」に定めています。

イ. 理事会は経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針を定め、業務執行に関する重要事項を決定するほか、各理事の執行状況を監督しております。当年度は10回開催され、各担当理事は事業計画の執行状況を定期的に理事会に報告しています。

ウ. 常勤理事会は当年度に57回開催され、理事会決議に沿った具体的な施策等を決議し、効率的な業務執行を図っています。

⑤当金庫グループにおける業務の適切性を確保するための体制

ア. 当金庫グループ等が行う業務の法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、取締役、監査役を当金庫の理事が兼務しています。

イ. 当金庫と当金庫グループ等との取引が弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるようコンプライアンス統括部門（リスク統括部内に配置）や内部監査部門（監査室）によるモニタリングを必要に応じて実施しています。

ウ. 監事及び監査部門（監査室）による当金庫グループの業務についてはグループ子会社であった「ユーシンビジネスサービス（株）」が令和2年9月に解散したため、以降の監査等の実施はありません。

⑥監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事の職務執行に係る所要の事務は常勤監事が自ら行っています。

⑦監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務執行に係る所要の事務は常勤監事が自ら行っています。

⑧当金庫グループの役職員が監事に報告するための体制、その他の監事への報告に関する体制

ア. 監事は理事会に出席するとともに常勤監事は常勤理事会・常務会・各種委員会への出席及び各種文書の閲覧等により、理事及び職員からの報告を受けています。また、その他コンプライアンス上重要な事項についても事態確認後直ちに監事に報告する体制となっています。

イ. 監事は年間計画に沿った監査を実施しています。監事から求められた必要事項について、理事および職員は適正に報告を行っています。

⑨その他監事の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

ア. 監事は職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門（監査室）、コンプライアンス統括部門（リスク統括部）の管理者等との緊密な連携を図っております。

イ. 実効的な監事監査を図るため、当年度に監事と代表理事による意見交換を行い、また、各部署担当理事から業務執行状況の報告を行いました。また、常勤監事は会計監査人による監査に常時同席し、適切な情報交換を行っています。